

産業生活常任委員会

(平成30年10月23日)

○ 樋口龍馬委員長

おはようございます。

では、インターネット中継を開始させていただきます。

本日は、休会中の所管事務調査として、前回、8月7日に開催をした所管事務調査に引き続き、犯罪被害者支援についてを取り扱います。

また、前回の所管事務調査において、犯罪被害者支援の理解を深めるため、有識者を参考人として招致することになりました。

よって、今回、学校法人享栄学園鈴鹿大学こども教育学部の仲 律子教授にご多忙のところ、ご出席をいただいております。

まずは、事務局より、仲教授のご紹介をさせていただきます。

○ 渡邊議会事務局主事

それでは、事務局のほうから、仲教授のご紹介をさせていただきます。

仲 律子教授は、名古屋大学大学院教育発達科学研究科、博士後期課程をご卒業され、現在、鈴鹿大学こども教育学部教授として、主に発達心理学、教育相談、ボランティア論、地域づくり研究についてご教鞭をとっていらっしゃいます。

また、臨床心理学、発達心理学、また犯罪被害者支援などの心理学を専門分野とされていらっしゃるということから、大学教授だけではなく、公益財団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの副理事長、また三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）検討懇話会の委員としてもご活躍されております。

また、本市内においても、犯罪被害者支援について、たびたびご講演をいただくなど、大変にご活躍されております。

ご紹介については、簡単ですが、以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

本日のスケジュールにつきまして確認をさせていただきます。

紹介がございました参考人の仲教授から、犯罪被害者はどのような支援を求めているのか。次に、三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）検討懇話会の内容について、犯罪被害者

及び支援者が市に求めるものについて、犯罪被害者支援について市が取り組むべきことという4点について、1時間程度——これはあくまで目安でございます——ご講義いただき、その後、ご講義に対する質疑に移らせていただきたいと思いますと考えております。

なお、行政の皆さんには、今回、関係のあるところでご興味をお持ちの部局には平たくお声がけをさせていただきましたので、オブザーバーという形で参加をいただいております。行政についての質疑というのは、四日市市の現状を正す程度にとどめていただきたいと思いますというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、仲教授、よろしく願いをいたします。

○ 仲参考人

皆さん、こんにちは。

ただいまご紹介いただきました鈴鹿大学の仲と申します。

そちらにテーマのほうをいただいておりますけれども、犯罪被害者支援についてということで、今回、参考人としてお呼びいただきまして、こういうふうに委員会の皆様が犯罪被害者支援に関心を持っていただいていることに心より感謝をまず差し上げたいというふうに思います。

いただいた資料の「はじめに」というところに、四日市市議会、産業生活常任委員会では、犯罪被害者に寄り添う施策として、また、明日犯罪被害に遭うかもしれない全ての市民のための施策として何かができるかということについて議論を重ねていますというような、そういう文章がございました。これは非常に重要な考え方でありまして、加害者というのは、注意をしていけば加害者にはならないかもしれない。ですけれども、被害者というのは、どれだけ注意をしていたとしても、被害者に私たちはなってしまうという、そういう根本的な考え方がございます。

ですから、犯罪被害というのは、ある日突然襲ってくるような事態であり、全ての人が犯罪被害者に成り得るといような根本的な原則があるということをまずご理解いただきたいというふうに思っております。

ただ、皆様方は、明石市に行かれたりとか、さまざまな勉強会とかをされているというふうに先ほど伺いをいたしましたので、問題意識が非常に高い委員の方たちがお集まりだというふうに考えておりますので、少し、本日の内容は易しかったかなというふうには思うんですけれども、基本的なところをもう一度押さえていただきながら、県と市の条例

の役割分担などをお考えいただくための材料にさせていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、1時間、ご説明をさせていただきます、また私のほうから、委員の皆様にご質問させていただくようなことがもしかするとあるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

お手元の資料、パワーポイントがございますので、それをごらんになりながら進めていきたいと思っておりますけれども、まず、先ほどご紹介をいただきましたけれども、私は臨床心理士です。それで、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの副理事長をしております。このみえ犯罪被害者総合支援センターというのは、2005年に設立準備委員会が立ち上がりました。私は、その設立準備委員会のときからのメンバーです。ですから、2005年から2018年までの13年間、ずっと犯罪被害者支援に携わってまいりました。また、臨床心理士でもございますので、県内の重大な犯罪、殺人事件等が起こりますと、ご遺族のところに伺いましてカウンセリング等も行っておりますので、そのような生の声もお聞きいただけるかなというふうに思っております。

また、三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）検討懇話会の委員もさせていただいておりますが、これは、ことしの6月に三重郡朝日町地内における女子中学生強盗殺人・死体遺棄事件のご遺族が、鈴木知事にお手紙をお出しいただいたことから、急転直下、このような検討懇話会が設立されたというような、そういう背景もございます。

朝日町の事件のご遺族は四日市市民の方ですので、やはりこのように、四日市市の議員さんたちが関心を持っていただいて条例等の検討をしていただくというのは、ご遺族にとっても非常にうれしいことだというふうに感じております。

被害に遭われた中3の女子生徒さんも四日市市民で、四日市市内の中学校に通っていらっしゃいましたので、そのような意味で、5年もたっておりますけれども、四日市市のほうでぜひ検討を進めていただければというふうに思いますが、実は2年ほど前から、条例制定に向けて、私どもは活動しておりました。2年前に津市で犯罪被害者支援を考える集いというのを開催したんですけれども、そのテーマが、どの地域でも必要な支援が受けられるようにということで、シンポジウムを開かせていただきましたけれども、そのときに四日市市の担当の方にご登壇をいただいております。そのときは、実は何も進んでいなかったというようなことが状況としてはございます。犯罪被害者支援のメニューにつきましては、1冊の冊子にまとめていただいておりますが、四日市市のほうは、それ

が市民の方の目に触れないというような状況でございましたので、ご登壇をいただきましたけれども、非常に肩身の狭い思いを担当者の方はされていたというようなことが現状ではございます。

そのような背景もございまして、犯罪被害に遭うということにつきましては、なかなか我がことのように感じられないというようなことも現状ではございますが、少し事例に際しながらご説明をさせていただければというふうに思っております。

まず、犯罪被害というのは突然やってきます。例えば朝日町の事件もそうですけれども、朝、行ってらっしゃいと送り出した我が子が遺体となって戻ってくるというのが犯罪被害です。亡くなるというような現実がなくても、非常に大きな傷を負うわけです。体に傷を負ったりとか、心に傷を負うようなことが、突然やってくるのが犯罪被害だというようなことがございます。

これは予期ができませんので、前もって心の準備ができないというような、そういう特徴がございます。心の準備ができないということは、突然やってくる、こういうふうな衝撃的な事件に際して、全く無防備で準備もできず、こういう犯罪に遭うとどうしていいかわからないというような、そういう状況に陥ります。これまで経験のなかったような衝撃的な事件、事故、それから災害に遭ったときに、どうしていいかわからないというのは、誰にでも起こり得る現象なわけです。犯罪被害が起きるとそういう状況に陥るといようなことがあります。

それから、犯罪被害というのは、災害とは異なり、加害者がいます。加害者は人でありますので、人に対する不信感で、人が怖い、外出ができない、何もできないというような、そういう状況になるというのは犯罪被害の特徴でもあるということを前もって確認させていただきたいと思えます。

このケースは架空のケースなんですけど、窃盗目的で自宅に侵入した加害者によって、帰宅した加害者に遭遇した小3の男児と、その母親が重傷を負った事件の父親と4歳の女児のケースです。

ここでは、被害者は小3の男児とその母親が被害者になります。そのご家族というのは、父親と4歳の女児になりますね。もし万が一小3の男児とその母親が亡くなった場合は遺族になるというようなことがございます。こういう人たちを総称して犯罪被害者等というふうに定義をしております。

こうなってしまうと、当たり前の日常が奪われてしまうということがどんどん起き

ていくわけです。まず、小3の男児とその母親を発見した父親は、救急と警察に電話をして、病院での男児や妻の治療に付き添い、警察の事情聴取やマスコミへの対応も必要になります。この場合、父親が警察に疑われるケースもございます。それから、このような状況の中で、次に何が起きるかわからない、自分がどうしていいかわからないというような状況の中で、次から次へと対応に迫られるというのが犯罪被害の特徴でもございます。

また、父親は、仕事が翌日からできなくなりますので、会社への連絡、それから小3の男児の学校への連絡、それから自分や4歳女児の食事の準備もしなければなりません。寝る、食べるなどの一次的欲求を満たさなければなりませんので、そのようなこともしなければなりません。そして、自宅が犯行現場であるために、当面の間、自宅に帰ることができません。ですから、きのうまで住んでいた自宅に住めなくなるということです。これは、日常生活を保障されないということになってしまうわけです。

犯罪被害に遭うということは、そこで非常に残酷な被害に遭うということですから、それ以上に日常生活も普通に送れないということは、さらに大きな打撃を受けることになります。時間の経過とともに、病院への支払いをしたりとか、役所や学校での手続、それから生命保険会社とのやりとりなどがあります。

例えば小3の男児とか、その母親が亡くなった場合というのは、窓口へ行って死亡届を出したり、それから埋葬許可証をもらったり、それから司法解剖などの手続も必要になってきたりとかします。

加害者が逮捕されれば、検察庁への協力、それから裁判への参加が続きます。このときに会社を休まなければならないというような状況が続くわけです。家事や女児の世話は父親が1人で担って、男児や母親のけがが回復しても、けがの程度によっては障害が残ったり、心の傷が残ったりします。中途障害に対しては、非常に手当というか、制度が手薄いというような状況もございますので、犯罪被害に遭ってから、障害を負った我が子をずっと経済的な負担も非常に大きくなりながら、一生面倒見なければならないというような状況も出てきます。心の傷につきましては、5年たっても10年たっても安定剤や睡眠剤は手放せなかったりというような状況も続きますので、その際の通院の経済的な負担もございます。

それから、近隣からの好奇な目やうわさ話に苦しめられて、転居を余儀なくされるような、そういう事態に陥るようなこともあります。

そのため、犯罪被害に遭った直後からすぐに支援に入らなければならないということが

ありますので、緊急性が非常に高い支援を行わなければならないという現状があります。ですから、手続をしているからちょっと待ってというような、そういう猶予はないというようなことが、犯罪被害者支援の特徴でもあるわけです。

3日以内、3週間以内、3カ月以内で支援の種類もどんどん異なってきますので、なるべく早期に適切な支援をどのように行えるかという体制を整えるかというのが非常に大事になってくるということがございます。

それから、犯罪被害者の現状としましては、先ほどのケースにもご説明をさせていただきましたけれども、重傷や死亡などで大切な人を喪失して大きな悲しみを持つというようなことでの精神的な苦痛もありますし、例えば我が子が亡くなった場合は、どうして守ってあげられなかったのかとか、何か自分が悪いことをしてしまったからこんな目に遭うのではないかというような、そういう自責感とか無力感というものに苦しめられるというようなことが続いたりします。

資料の木の図に幾つか、こういう精神的な状態になりますというようなことを書かせていただきましたけれども、怒りとか緊張・不安とか、食欲がないとか、自分を責めるとか、イライラするとか、眠れないとかというような状況がずっと続くわけです。例えば事件後1カ月、2カ月の記憶がないというような被害者の方やご遺族の方もいらっしゃいます。外出ができないというようなこともございますので、アウトリーチの支援がどうしても必要になるというような特徴もございます。

先ほどご説明しましたように、犯罪が災害と違う点は、加害者が必ず存在をするということです。加害者は人ですので、人がすごく怖いというような状況があります。一般の人たちは、加害者がいるのだから、加害者が償えばいいのではないかというような、加害者に全てを負わせてしまうようなところがございますけれども、加害者から損害賠償の支払いがほとんどないというような状況の中で、経済的な苦痛も負いながら、精神的な苦痛も負いながら生活をしていかなければならないというのが犯罪被害者の現状でもあります。経済的な苦痛としては、働けないとか、病院への通院、それから自宅にいられないということで転居を余儀なくされ、支出がどうしても大きくなってしまうというようなことがございます。裁判を起こすと数千万円の借金を背負いながら、民事裁判を起こして真実を明らかにしようというような被害者の方もいらっしゃいます。警察からは情報がもらえなかったり、それから犯人扱いされたりというようなこともあったりとか、裁判所は中立性を主に大事にしますので、被害者側には立ってもらえないということで非常に傷つけられた

りすることもございますし、マスコミの過熱報道による二次被害もございます。マスコミが自宅を取り囲んで、ずっと張り込んでいたりとかしますので、近所にごみはまかれるし、トイレを貸してくださいと近所のうちに駆け込んでトイレを借りたりとかというようなことで、ご近所から被害者のご家族、ご遺族にクレームが来たりとかして、菓子折りを持って、済みませんでしたというふうに謝罪に上がるというようなこともございます。地域社会からの二次被害ということで、好奇な目があったり、うわさ話が出たりとかというようなこともございますし、加害者等からの再被害というのもございます。DVやストーキングなどの被害者の場合は、市役所が住所の閲覧を制限できますけれども、加害者側が偽って閲覧をしたり、職員ミスで閲覧させてしまうというケースが後を絶たないというような現状もございまして、その結果、再被害につながるというような、そういう現状もございます。全国の条例を見てみますと、現在、再被害について書かれている条例は一つもございません。

このような現状から、皆さんもご存じのように、全国犯罪被害者の会「あすの会」というのが立ち上がりまして、さまざまな活動を行いました。あすの会というのは、犯罪被害者当事者の会です。このように、当事者が傷ついた心を抱えながら活動するという国はほかにはございません。日本だけです。ですから、被害者当事者が活動して、これまでの犯罪被害者の人権を勝ちとってきたというような現状がございます。私たち市民であったり支援者であったり、委員の皆様であったりとかという私たち一般の人たちは、人ごととして、全く自分たちに引き寄せることなく先送りしてきたような、そういうところがあるんだというふうに思っております。

被害者の権利ということで、被害者問題は権利の問題だというふうにされています。この犯罪被害者等基本法は2004年に成立をしましたが、これは、あすの会が、当時、総理大臣だった小泉元首相に面会をして直訴をしたというところから始まっています。この被害者の問題は、日本国憲法第13条の個人の尊厳の尊重、それから、第25条の生存権を侵害された者が被害者だというふうに考えられていますけれども、あすの会の岡村先生は、この犯罪被害者の権利というものに非常にこだわられたというふうなエピソードがございます。ですから、犯罪被害者等支援法ではなく、基本法であるということを前面に押し出して主張されてきたというふうに聞いております。第3条の基本理念の中で、すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況、

その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が被害を受けたときから、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援と途切れることなく受けることができるよう講ぜられるものとするというふうとうたわれております。

三重県の現在の素案もこれに合わせたような形の基本理念を制定する予定でいると思っています。ほかの条例を見ても、基本理念ではこのような内容がうたわれているということがございます。

この4月に制定されました北海道の条例につきましては、再び平穏な生活を営むというところに、被害者のご遺族が、これを違うんだと。再び平穏な生活なんて営むことはできないんだというようなことで、「再び平穏な」というところを変えていっちゃうというところが北海道の特徴ではありますけれども、被害者が当たり前の日常生活を保障されないのは、やはりおかしいことだというふうに思っております。生命、自由、財産を守るのが国の責務であり、これが守られなかった以上、国や地方自治体が再び平穏な日常生活を保障するというのは責務であろうというふうに考えております。

例えば学校の中でいじめとか性暴力というような事件が起きたときに、転校を余儀なくされるのは実は被害者なんです。被害者は、その生活を守られなければならないのにもかかわらず、引っ越しをしたり、転校したりするのは被害者だということ自体がおかしいというふうに考えております。

暴力、それから犯罪は、一部を除いて、意思を持った加害者によって行われるものであって、悪いのは加害者なんです。ですから、何の罪もない、何も悪くない被害者がどうして日常生活がそのまま送れなくなるのかということ自体おかしいことではないかというふうに私たちが考えなければならないのではないかというふうに思っております。

地方公共団体の責務として、犯罪被害者等基本法の中の第5条に、地方公共団体の責務というものが述べられています。地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するというふうに明記をされております。再びもとの生活を取り戻すために、ありとあらゆる支援をしなければならないというようなことがここでうたわれているのだと思いますが、実際には十分にできていないという現状がございます。

各県、それから全市町村に総合窓口を設置しましょうということで、四日市市さんにも総合窓口が設置をされていると思いますけれども、どれだけの四日市市民の方がそれをご存じなのかということをご調査していただければというふうに思いますけれども、実際

に犯罪被害者の方のための総合窓口が市町村にあるということすら住民の方はご存じないというような、そういう現状があるわけです。

冒頭にご説明しましたがけれども、四日市市さんは、三重県と同じように、四日市市さんの犯罪被害者の方に該当するような施策を1冊にまとめていらっしゃるんですが、それは住民の目には触れないというような現状がございます。2年前のシンポジウムの参加から、担当者の方はいろいろ工夫をしてくださって、犯罪被害者の理解に広報啓発するような講演会を開いてくださったりとか、この2月には、四日市市さんのホームページで、総合窓口があるということでご案内をしていただくようなページもつくっていただいているんですけれども、なかなか条例がないとその先に進まないというのが現状であろうというふうに思っております。

ただ、最近、犯罪被害者に関する条例の制定の機運が高まっておりますので、現在、犯罪被害者に特化した条例は北海道、それから13の県で制定をされております。それから、市町村につきましては、平成30年度犯罪被害者白書からですけれども、436の市町村で条例、計画等の制定が既になされているということですが、県にも市にも全く条例がないというようなのは、現在六つぐらいしかないはずなんです。その六つの中の一つが実は三重県であるという非常に恥ずかしい結果が出ているというようなことがございます。

ですので、来年の3月に三重県の条例ができるということは非常にありがたいことだなというふうに思っております。三重県の犯罪被害者等支援条例（仮称）ですけれども、検討懇話会の中の資料をお持ちしました。これは、既にホームページ等で公開をされているものですので、恐らく皆さんは既にご存じだというふうに思っておりますけれども、これは、ことし、この検討会に当たりまして、みえ犯罪被害者総合支援センターに相談をしていらっしゃる24名の犯罪被害者の方を対象に実施した調査結果です。事件後に必要な支援として、このように多い順から上げさせていただいておりますが、支援サービスに関する情報提供、それから専門家による精神的ケア、支援団体の紹介、連携、弁護士の紹介、連携、身近な人からの精神的な支え、相談窓口等に関する情報提供、病院へ行くときの付き添い、行政手続の補助、警察、それから検察庁へ行くときの付き添い、見舞金の給付——見舞金の給付につきましては、8月22日の県知事の定例記者会見の中で、鈴木知事が見舞金を出すというようなことを明確に言及をされています——加害者に関する情報提供、医療機関の紹介、損害賠償請求に関する支援、裁判所に行くときの付き添い、同じ体験をした人たちとの交流、就労支援、生活資金の貸し付け、転居費用の補助、家事、育児、介護

などの生活支援、裁判費用の貸し付け、公営住宅の提供、マスコミへの対応というような順番で、事件後に必要な支援というのが述べられています。

情報を得るということが非常に大事なんですけれども、被害者には知る権利がございますので、ですから、さまざまな情報を行政であったり、センターであったりというところがいかに提供できるかということが、被害者やそのご家族、ご遺族への安心感にもつながりますし、その後の見通しにもつながっていくということがございます。それから、安心・安全ですね。被害に遭うと、自責感とか無力感とかということもございますけれども、被害に遭う前に持っていた価値観、考え方というのがことごとく破壊されるというような精神的な特徴がございます。ですから、これまで、この世は安心・安全なんだとか、自分は価値がある人間だという価値観が、犯罪被害に遭うとなくなってしまうわけです。だから、外に行くにも怖いし、病院とか警察とか検察庁へ行くにも不安であったりとかしますので、付き添い支援などということも必要になってきます。それから、経済的にも大きな負担がありますので、経済的な援助が必要であるということが必要になってきます。犯罪被害者等給付金というのがございますけれども、給付されるまで結構な時間がかかりますし、例えばそんなに多く犯罪被害者等給付金がもらえるわけではないということがございます。また、加害者からの損害賠償金額が月に1000円ぐらいであったとしても、実は減額される特徴があるようなものが犯罪被害者等給付金になりますので、経済的な負担ははかり知れないというようなことがございます。

そのようなこともございますので、できましたら、基礎自治体である四日市市さん、他市町さんには、このような日常生活に密着したような、そういう支援をしていただけるとありがたいなというふうに感じております。

それから、三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）検討懇話会の内容につきまして、中身のことで余り詳しくお話をすることは実は許されていないということがあります。私は検討懇話会の委員なので、中身のことはよく知っているんですが、公表しているものぐらいしか、なかなか公表できないということがございますので、ホームページに載っているものを持ってきたというような状況ではございます。

第1回目の検討懇話会では、犯罪被害者等支援の取り組みを進めるに当たって必要と考えられる施策、取り組み等について話し合いをしました。それから、三重県の犯罪被害者等支援に係る方向性についての確認がありました。第2回の検討懇話会につきましては、三重県のこれまでの取り組みというのは、犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例

と、今回の被害者条例との関係性を明確にしましょうということで確認がございました。犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例につきましては、防犯のことについては書かれていますけれども、犯罪が起こった後については何も書かれていないということがございます。ですから、車の両輪ではございませんが、二つあって初めて犯罪被害者への支援が完成するというようなことの確認がございました。

それから、条例案検討に当たっての本県の犯罪被害者等支援に係る現状と課題についてですけれども、これはここで話し合われた内容が、10月5日の三重県議会の環境生活農林水産常任委員会の資料で、素案として上がっております。そこに、この話し合いの内容が反映されているというふうに考えていただければというふうに思います。全てが反映されているわけではございません。私ももっといろいろ要望を出したんですけれども、かなえられるものとかねえられないものがあるというようなことがございます。でも盛り込むべき項目については、また話してもいいよというお話でしたので、私が考えられる限りのことはお話をさせていただきました。

それから、県と市との役割分担についてですけれども、国には、犯罪被害者等基本法という法律がございます。県の条例と市の条例との役割分担についてですけれども、県というのは、県域全体になりますので、大きな施策というものを考えていくということがございます。県として、どのような理念で犯罪被害者の支援をしていくのかということの確認をすることと、それから、県全域にわたるような犯罪が起きたときにどのように対応するかということもございますし、また、広報啓発をどのように行っていくのかというようなことが県の主な役割になっていくであろうというような確認をしました。

市というのは基礎自治体ですので、市民の方の日常生活をすぐそばで支えるというような行政サービスを行っておりますので、その行政サービスをいかに犯罪被害者の方たちに適用していけるのかというようなことを条例に盛り込むということが必要になってくるであろうというふうに思いますので、その辺の役割分担が非常に明確になされていないといけないだろうというような確認をさせていただきました。

ただ、給付金につきましては、三重県で出すというようなことで、知事からお話がありましたけれども、給付金を県で出すというのは、ほかの県にはございません。どのような仕組みで給付金を出すのかというようなところの最終的な詰めを今なさっていると思うんですけれども、恐らく給付金というのは、市にあって実はしかるべきものだろうというふうには考えていますので、そのあたりの分担をどのようにされていくのかなということは

これからの課題になってくるのではないかなというふうに思っております。

これを受けまして、三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）の概要ということで欄がございます。皆様、中身についてはご存じでしょうか。ごらんになられていらっしゃいますか。

この概要につきましては、10月5日の環境生活農林水産常任委員会のほうに提出をされた資料がございます。そこから見出しというか、そういうものだけをお持ちしました。寄り添い、付き添い、途切れることのない支援、犯罪被害者等を支える社会を目指してということで、8月22日の知事の定例の会見の中でも、寄り添い、付き添い、途切れることのない支援というものが説明をされています。

総則につきましては、犯罪被害者等基本法とほぼ同じような内容になっておりますが、当県の特徴としましては、二次被害というものが明記されているという点にあらうかというふうに思います。定義の中に二次被害というふうなものがあったりとか、基本理念の中にも二次被害、それから責務の中にも二次被害というのがございます。

犯罪被害者等基本法の中には、副次的な被害というような、そういうニュアンスで書かれていますけれども、大分県の条例から二次被害というふうに、もともとの専門用語というか、もともとの本質的な言葉が書かれていますので、これからの条例というのは、二次被害というふうな形で統一をされていくだろうというふうに思っております。

それから、推進体制の整備としましては、特徴的なものは、支援従事者の育成であったりとか、支援従事者に対する支援、これにつきましては、ここまで明記している条例はほかの県にはございません。ですので、三重県は、「よりこ」事業という性暴力の支援のワンストップセンターがあったりとかというのがございまして、性暴力というのは、代理受傷というものが非常に顕著に出るような被害なものですから、支援従事者の二次被害というものをいかに防いでいくのかということが、現実的な問題として直面をしているというのでございますので、この育成であったりとか、支援について明記されているのだろうというふうに考えています。

それから、基本的施策としましては、ほかの県と同じようなものが並んでいます。ですけれども、当県の特徴としましては、経済的負担の軽減の中に、見舞金制度の導入の検討を進めていますというようなことで、現在調整をしているところなのだろうというふうに考えています。

それから、学校における教育というのも、今、神戸市の条例の中にはございますけれども、他県の条例の中にはないというふうに考えていますので、特徴的なものであろうとい

うふうに思っています。

このような形で、現在、この条例の中身が検討されているというようなことがあります。が、市、町の条例についてはどういうふうに考えているかということ、県としましては、それはそれぞれの市、町の状況に応じて考えてくださいというような、そういう感じですか。一斉に制定されることが望ましいと恐らく思っているとは思いますが、それぞれご事情があるかと思しますので、それぞれの市に応じた形で進めてくださいというようなことが恐らく基本的なスタンスであろうというふうに思っております。

委員としましては非常に心もとないというか、大分県とか岡山県につきましては、県と全市町村が一斉に条例を制定してきたというような、そういう経緯もございますので、できれば三重県もそういう形になってくれたらなというふうな希望はございます。

被害者の方、それからご家族、ご遺族にお話を伺いますと、住んでいるところによって支援の内容が違うというのは非常に悲しいということをおっしゃいます。ですから、三重県に住んでいる以上、三重県内の市、町に住んでいる以上、みんな同じような支援が受けられるというのが最も理想的で、被害者やそのご家族、ご遺族が望んでいらっしゃる体制であるということがありますので、ぜひ関係市町の方と連携をとっていただきながら、一斉に制定をしていただくというのが、本当に心から望んでいることとございます。

この内容につきましては、三重県議会の環境生活農林水産常任委員会、10月5日の委員会の資料として、既にホームページにも上がっている内容でございますので、素案の概要の詳しいことにつきましては、検索をしていただければ、皆様同じように閲覧をすることができますので、ぜひ県のほうの条例の方向性をご理解いただきながら、市のほうの条例の検討に入ってくださいと大変助かるかなというふうに考えております。

四日市市さんのほうですけれども、犯罪被害者支援について市が取り組むべきことということで、市のほうは基礎自治体になりますので、再び日常生活を取り戻せるよう、きめ細やかで継続的な基礎自治体による支援が必要であるというふうに考えております。

四日市市さんのホームページからライフメニューというのがございましたので、コピー・アンド・ペーストをしてきましたけれども、このようなメニューが四日市市さんにはあるということです。被害者は、一人一人ニーズが異なります。被害者がどういう状況の被害を受けたか、誰が受けたか、父親なのか、母親なのか、子供なのか、おじいさんなのか、おばあさんなのかということによって、必要なメニューが異なってくるわけです。そういうメニューは、全て市の行政サービスにはあるということです。

ですから、被害者一人一人、被害者やそのご家族、ご遺族の一人一人のニーズというものを理解していただきながら、この人にはこういうサービスが必要だよねと、こういうことが市はできるよねというようなことを情報提供できるような、そういう仕組みをぜひつくっていただくことが、被害者が本当に求める支援なんだろうというふうに思っております。

四日市市さんの総合窓口は、市民文化部市民協働安全課さんがやられています。私どもみえ犯罪被害者総合支援センターも、この課の担当者の方と連携をとりながら、2年前のシンポジウム以降、四日市市内で事件が起こっているわけですがけれども、その事件のご遺族にも、こちらの課のほうに前もってご連絡をさせていただきまして、保険の手続でちょっと困って見えるので、済みませんが、一つお部屋を準備していただいて、そして、担当の方をそのお部屋に呼んでいただいて、たらい回しにしないように配慮しながら、そういう手続をぜひ行っていただけますかということをお願いをしまして、センターの職員が付き添いをして、そして、行政手続をしていただいたというような実績もございます。

ただ、センターが入らないと、そういう形になかなかならない。もしくは、四日市市が入らないと、そういう体制がなかなかできないということであると、被害者やそのご家族、ご遺族によって格差が生まれてきますので、どんな犯罪被害を受けた方であったとしても、この窓口に行けば、そういうふうな体制で手続ができるよ、相談ができるよというようなことを市民全員の方に広報啓発をしていただいて、周知をしていただきながら、それぞれ課をまたぐような支援もたくさん出てきますので、さまざまなライフメニューが総合窓口で行えるように横串を刺すような、そういう庁舎内の連携をしていただきますと大変ありがたいかなというふうに思っております。

県の委員会でも、こういうサービスはしていないのかというような、そういう質問が委員の方からありました。実際に、市役所の皆さんは、行政サービスとしてさまざまなサービスを行っていらっしゃることは事実です。ただ、犯罪被害者、それからその家族、ご遺族というのは、被害直後にどうしていいかわからないというような状況がございますし、なかなか正しい判断ができない、コントロールが不能になってしまうような状況がございますので、事件前ならさまざまなことを考えて判断ができるような状況であったとしても、犯罪被害に遭ったら、そういう思考力みたいなものもなかなか持続できないということがございますので、手とり足とり親切に情報提供していただいたりとか、担当課の方がアウトリーチで支援をしていただくとかというようなことが実際に必要になってくるんだとい

うことをぜひ改めてご理解いただければなというふうに思っております。

なぜ条例が必要なのかということで、最後にお話をさせていただきたいと思いますが、条例がなくとも行政サービスはあるじゃないかとか、要綱で対応できるのではないかというような、そういうご意見を持っていらっしゃる方もございますけれども、まず条例で規定することによって、まず市民の方に周知できるということがございます。それから、条例ができますと、予算を計上することができるため、計画的に支援を行うことができます。推進計画、基本計画など、計画をきちんと立てていただいて、数値目標を立て、それが実行できるような形で支援を行うということができて、初めて行政が機能するということになるのだろうというふうに思っております。

それから、地方自治体がさまざまなサービスを被害者に対して提供することの根拠となるということがございます。例えば四日市市さんの中に市営住宅の条例があると思うんですけども、その条例の中には、特別にこの人には、条例に基づかなくても市営住宅を提供しようというような特記事項みたいなものがあると思うんですけども、その中には、DV被害を受けている方だけで、犯罪被害者の方は明記されていないというような現状がございます。市長が必要と認めた人たちには、市営住宅を優先的に紹介できるというような、そういう内容もあったと思いますけれども、それをするためにはさまざまなエビデンスが必要になるんだろうというふうに思っております。ですから、そのような条例の中に犯罪被害者というものをぜひ明記していただくということが必要になろうかと思うんですが、これはほかの市で聞いたことですが、例えば市営住宅を担当している課の人が、どうして犯罪被害者条例がないのに、私の課の条例の運用を変えなければならないのかというふうに抗議をされたというふうに聞いております。

ですから、それぞれの担当課の方が、お互いにやりやすい形にするための根拠の条例をもって、被害者に対してサービスを行うということは、やはり横串を刺したような連携のもとに、被害者のニーズに合ったサービスを提供するためには、行政の中で必要なことなんでしょうというふうに感じております。

それから、条例がありますと、議会とか、市民の方たちへの報告義務が発生してきますので、透明性が増すというような特徴もあろうかと思えます。

それから、条例があれば、それは法的な制約になりますので、担当者や周囲の意識が変わるということがございます。条例がなければ、やはり意識がない方はやらないというようなことがあります。

それから、犯罪被害者支援を担当している課というのは、大体ほかの業務も兼務をしていらっしゃる。犯罪被害者支援だけやっている課というのは県内にはございません。南のほうに行くと、六つや七つの業務を兼務しているような、そういう課が犯罪被害者支援を担当しているという現状もございます。そうすると、人ごとだと思っていたりとか、件数が少ないというようなことがあったりとかしますと、犯罪被害者支援は後回しにされてしまうというような、そういう現状もあるということがあります。

それから、条例ができますと、庁内での連携がとりやすくなるということがございますので、さまざまな根拠に基づいて連携をとりやすくなるということがあります。

それから、庁内や市民からの支援の要請が寄せられるようになるということがあります。条例がありますと、それが根拠になりますし、広報啓発が行われるようになりますので、庁内の方も、こういう条例があったら、市民協働安全課さんに行けば、犯罪被害者の方は適切な支援が受けられますよというふうに紹介をしていただくこともできますし、例えば被害直後のなかなかいろいろ考えることができなくなった被害者の方も、例えばお友達であったり、親戚であったり、ご近所の方であったり、市民の方がこの条例をご存じであれば、こういう条例に基づいた支援を受けられるよというふうに教えてもらえるようになるかというふうに思います。

それから、例えば横浜市の場合は、要綱で動いています。ただ、要綱の場合というのは、簡単に変更ができてしまうということがございますし、法的な根拠がございません、制約はございませんので、担当者によってかなり温度差ができてしまうようなことがございます。

また、支援窓口開設当初の担当者とか、上司の異動によって、犯罪被害者支援の質の担保、継続が難しくなるというような状況もございます。これは東京のある区の担当者がお話をしていましたが、その区も条例はございません。要綱で動いておりますが、非常に熱心にその方は犯罪被害者支援をしていて、ただ、異動になってしまったと。その後の方に犯罪被害者支援が非常に重要なんだというふうに熱を持って説明をしたにもかかわらず、全く動いていないというような実態を目の当たりにして、目に涙をためながら、悔しいというふうにおっしゃっていたという、そういう勉強会に私は参加したことがあるんですけども、そういうことが条例がないと起こってしまうということです。例えば担当者によって支援の内容が異なるというのは、組織としてはあってはならないことであろうというふうに考えておりますし、そういうふうに担当者によってすごく軽く考えられていってし

まうと、行政の窓口から二次被害を受けるということにつながるということにもなってしまふわけです。ですから、誰が、どのような形で担当になったとしても、条例のもとにしかるべき適切な支援を早期に行うということが、市として、もしくは行政として目指すべき姿なんだろうというふうに考えておりますので、ぜひ四日市市さんのほうでも、条例をつくっていただけると非常にありがたいなというふうに感じておりますので、ぜひ今後ともご検討のほうを進めていただきたいというふうに切に願ひまして、私からのお話は以上とさせていただきますというふうに思います。

ご清聴ありがとうございました。

○ 樋口龍馬委員長

電気をつけてください。

仲先生、ありがとうございました。

今の、三重県の10月5日の委員会のほうに示された資料というのを、まだ目通ししていない方もおみえになるかもしれませんので、事務局のほうに指示しまして、私、持っていましたので、資料を送りました。

ただいまより少し休憩をとらせていただいて、その間に委員のメンバー分、コピーをさせていただきます。犯罪被害者の部分を抜き取ったものを紙の資料として提供いたしますので、そのあたりも参考にさせていただきながら、休憩の後は、仲先生の質疑応答へと切りかえていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

再開は、こちらの部屋の時計の11時5分再開といたしますので、その間に名刺交換等がございましたらお願ひしたいですし、お手洗いにいかれる方はお済ませください。休憩に入ります。

10 : 56 休憩

11 : 05 再開

○ 樋口龍馬委員長

それでは、会議を再開いたしますので、ネットの中継のほうも再開してください。

ただいま委員の皆さん及び仲先生のお手元のほうには、10月5日に三重県議会の委員会

のほうに示されました資料の中から、犯罪被害者等支援条例についての部分のみ抜粋をいたしまして、14ページから31ページまでを皆様のお手元にお配りをしております。その14ページの中には、仲先生のお名前も記されているところがございますが、先ほど資料の中で示していただいたアンケート等について、分厚く示されております。この中から、最後のほうにお示しをいただきました概要については、30ページ、31ページの部分を参照していただければというふうに思うのですが、知事がこういった形で給付をしていくのかということもまだ明確に示されておられませんし、条例素案というよりは、条例骨子の手前ぐらいの感覚かなというふうに、私は見ながら感じているところであります。

この示されました概要も参考にさせていただきながら、先ほどご講話いただきました内容について、ないしはそれ以外の部分で考え方についてお尋ねをしていきたいと思っておりますので、質問については自由に集めていきたいと思っておりますので、挙手にて発言をお願いいたします。

○ 中川雅晶委員

どうも先生、ありがとうございます。

お話を伺っていると、大体、相談機能の充実、情報提供の充実、日常生活支援、経済的な支援というところをどうしていくかというところで、特にまず、県条例も県で初めて、見舞金を給付するというのを創設する動きであるというふうにお伺いをさせていただきました。この経済的支援の中においても、見舞金というところと、もう一つ、貸付金であったりとか、先般、明石市へお伺いさせていただければ、再提訴支援金、一旦は判決が出て、給付命令が出たにもかかわらず、一向に履行されずに、ある一定期間で時効が成立してしまうとあれなんで、そうさせないために提起をするというところの再提訴等の支援というのも充実をしたよと、先を行かれているところのお話を伺ったんですが、この辺の経済的支援について、三重県は見舞金という形で出させていただいているんですけども、その辺は、先生としては、見舞金で十分事足りるのか、貸付金まで必要であるのか、もっと先の再提訴等の経済的支援まで必要なのか、その辺のご見解はどうですかね。

○ 仲参考人

犯罪被害者支援をしている立場としましては、経済的支援はあったらあっただけやっぱいいというようなことがあります。例えば世帯主が亡くなった場合、財産は凍結されま

すので、貯金も預金も引き出せないというような状況になったりします。そうすると、手元にお金がないという状況の中で葬儀を挙げなければならないとか、さまざまな手続きをしなければならないというようなことが実際には起きてくるということがありますので、すぐに当面のお金が要るということもございますから、何も条件をつけずに見舞金をまず出していただくということが必要かなというふうに思います。

あとは、貸付金というところにつきましては、例えば住宅のローンが滞っていたりとか、例えば先ほど住居を変えなければならないというようなことがございまして、転居される方も多かったりとか、仕事を続けられない方も多かったりとかということがございます。半年間仕事できないとか、1年間仕事できないという方も実際には見える中で、どういふふうにして生活をしていくのかということもございます。

犯罪被害者等給付金というのは、そんなに充実しておりませんので、ですから、どうしても貸付金という形でお金を借りないといけないというような状況の方も中には見えるということです。

それから、再提訴というところに関しましては、被害者の方、ご遺族の方が、再提訴をするというようなパワーを保てるかどうかということもございまして、例えば朝日町事件のご遺族とかは、民事訴訟を起こされたわけですね。それで、非常に多額の借金を抱えていらっしゃるというようなことがございます。ですから、真実を明らかにしたいとか、加害者との関係性を何とか保っていたいということで提訴されるというようなこともございますし、損害賠償が支払われないということで再提訴されるというようなこともございますので、そのときにお金がないとなかなかできないというようなことも実際にはあります。

諸外国の例を見ますと、例えば日本の場合は、罪種が非常に狭いわけですね。殺人とか重障害も、非常に重篤なケースでないと見舞金が支給されないというような、そういうケースがありますけれども、例えばアメリカの場合は、障害であろうが性暴力であろうが、そこで損失されたものについては全て保障されるというような、そういう州の決まりがあったりとかします。ですから、見舞金といっても、貸付金といっても、現在、日本で行われている支援というのは非常に手狭であるというふうなことがございますので、もう少し充実をさせていただければなということもございまして、そういうことを言っていますとなかなか前に進まないということもありますし、例えばアメリカですと、国が犯罪被害者基金というものを持っております。そこから、日本でいうと都道府県のほうに助成金がおりて

きて、そこから、例えば支援センターであったり、被害者の方に補償するというような、そういう制度の流れがございしますが、日本には、それがありません。それがなければ、恐らく県も市町村も経済的に立ち行かないというような状況になるだろうということで、私たち支援者は、何とか国に基金をつくってもらえないかというような働きかけをこれからしていこうというような、そういうプランも実は持っています。そこができて、初めてちゃんとしたお金の流れができるんだらうなというふうには考えています。

○ 中川雅晶委員

ありがとうございます。

今お話を伺っていて、スピードというか、早く犯罪被害者の方に経済的な支援が行き渡るとなれば、見舞金というのが一番早く支援できるというところの最大のメリットがあるのかなと思いますし、この見舞金の活用の仕方は人それぞれ自由で、制約されるわけではないんですけれども、犯罪被害者の現場として、例えばこの見舞金がどれぐらいの金額であったりとか、その前に、どういうことに一番優先的にそれを使わざるを得ない状況なのか、先ほどおっしゃった自宅へ住めない状況の転居であったりとかというところは少し想像はつくんですけれども、そういうところの活用であれば、どれぐらいの金額設定であったりとかというのは、それは実は四日市市の市長も三重県条例の補完をするという形で市条例の検討をしたいとかということコメントで出されている。その補完の意味というのは、経済的支援の補完なのか、そのほかのところの補完なのかって、いろいろ考え方はあるとは思いますが、まだ県もどういう形で経済的支援を出していくのかというのはまだ明確にはなっていないので、市を通して、市条例ができてからそれを出すのか、また、ダイレクトで県から申請をして、県から出すという方法も、これから詳細なところは検討されるとは思いますが、その辺の具体的にどういうものを優先して使わなければならないのか。その事情に応じて、どれぐらいの見舞金、もちろんスピードもありますので、ということの設定というのが、例えばほかの市の条例であったりとかということから、どういうふうに見解を持っておられるのかなと、ちょっと細かいところを申しわけございませんけれども。

○ 仲参考人

今、多分見舞金の上限って50万円だと思います、一番の最高額が。なので、見舞金はた

くさんあってありがたいところなので、例えば葬儀を出すにしてもそうですし、住居のこともそうですし、食費であったりとか、子供が大学に行っていたら学費もありますし、それぞれご家庭によって全然違うということがございます。高齢者の方がいらっしゃったら、介護に来ていただかないといけないというようなことがあったりとか、病院に通っていらっしゃる方もいて、そして、犯罪被害に遭うと、精神的に眠れないとか、落ち込んでしまうということが続きますので、何年たっても通院されている方も見えますし、さまざまなことでお金がかかってくるんですね。でも、収入が途絶えてしまいますので、そのときに蓄えがあればまた違うんでしょうけれども、蓄えがないというような状況の中で、どのように当面生活していくのかという生活費さえもなかなか捻出できないという方も実際にはいらっしゃるということもありますので、できれば多目にすぐ出していただけるとありがたいというふうに思っています。

○ 樋口龍馬委員長

他にご質問ございます方、おみえになりますでしょうか。

皆さん、いろいろ考えていただいていますか。

○ 小川政人委員

全体でどれぐらいの犯罪があつて、例えば1人100万円の見舞金なら、どれぐらいの金額が日本全体で要るとか、そういう想定というのはなさっていらっしゃるんですか。

○ 仲参考人

そういう想定はしてはいないですね。

犯罪被害者給付金というのがありまして、これは320万円からというような決まりがございます。最低320万円で、最高2694万5000円というのが犯罪被害者等給付金で出る遺族給付金と言われているものです。例えば交通事故の場合は保険金から3000万円という形が出るというのがございますけれども、殺人の場合、例えば小さい子供が殺害されたという、最低限の320万円しか出ないというような決まりがあったりとか、お話の中でも少し触れさせていただきましたけれども、加害者のほうから月々5000円でも返済があれば減額されるというような、そういう状況でもあるんですね。実際には、国が生命、財産、自由を守れなかったからということで、ほかの国では補償金というような名称で言われている

んですが、日本では見舞金ということで、当初、この名称も非常に議論をされたというふうに言われています。補償するためのものですから、被害の回復に必要な費用は、全て実は負担しないといけないんだろうというふうには考えています。

その被害の回復に幾らかかるかというのは、被害者の方によっても異なりますので、どれぐらいのものかというような、そういうアセスメントというか、査定というかということは必要になろうかと思いますが、必要な分の金額はお支払いいただくとありがたいなというふうには思いますので、一概に幾らというふうにはお伝えできないのは申しわけないですけれども、金額的に一定の金額は出しにくいというところはございます。

○ 小川政人委員

わかりました。

もう一つ聞いてええですか。

○ 樋口龍馬委員長

どうぞ続けてください。

○ 小川政人委員

さっき三重県の条例の仮称というものの中の19ページに、犯罪の被害に遭われた方及びその家族等となっているんですけど、例えば加害者の家族も被害者みたいな気もするんですけど、その辺のことは考慮はしていないんですか。

○ 仲参考人

基本的に犯罪被害者というのは、加害者の家族は入っていません。ただ、欧米では、加害者の家族は隠れた被害者（Hidden Victims）というふうに言われていて、実際には、被害者であろうというような考え方もございます。

ただ、日本の場合は、そこまで行くには大分時間がかかるというようなことがあるんだろうという思います。それはなぜかというと、被害者の側がこれまで忘れ去られていたので、余りにも支援が充実していないというようなことがございますので、まず、順番的には、被害者の支援のほうをしっかりとした上で、その後に加害者のご家族への支援というふうに移っていくのが、被害者感情のことを考えても妥当なんだろうというふうに思ってい

ます。ただ、加害者の方たちも、以前は被害者だったというようなデータもございます。例えば児童虐待を受けていたとか、自分も何らかの被害者で加害をせざるを得なかったというような、そういうデータも実際には出てきていたりとかしますので、なので、被害を受けた方たちをいかに適切に早期に支援するかが、加害者を生まない社会をつくるための第一歩でもあるということもございますので、まず、被害者のほうが優先されるべきかなというふうには思っています。

○ 樋口龍馬委員長

小川委員、よろしかったですか。

○ 小川政人委員

加害者のほうの家族が、マスコミとかいろんなところから集中的に攻撃を受けるケースが最近顕著にあると思っているんですけど、その辺、被害者よりも二次的ないじめみたいな形で集中的に加害者家族が攻撃を受けるケースがある。自動的にマスコミは弱い者いじめしておるのかなと僕は思っておるんですけど、偏った見方かもわかりませんが、そういうのの救済方法とかはいいんですかね。

○ 樋口龍馬委員長

仲先生、ご所見があれば。

○ 仲参考人

いずれは考えていかなければならないだろうというふうに思いますけれども、大体、マスコミというのは被害者の家族のほうに取材に行くことが多いです。それはなぜかというと、被害者のほうがどこにいるか確定しやすいからです。ですから、被害者のご家族がいらっしゃるお家の周りに張りついて過熱報道するということのほうが、加害者よりも多いことは事実です。加害者の方たちは転居されることも多いですけども、その後、どこに行かれたかというのはわからないこともあるので、なので、マスコミは被害者の側を取材しがちであるということは実際にデータとして上がってきていますので、まずは、被害者のほうのマスコミの二次被害をどうするかということを考えるべきであろうというふうに考えています。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員

次に、日常生活の支援というのが、市条例の役割としては、非常に大きい部分だと思いますし、既存のサービスをどう犯罪被害者の方に適用するかという部分と、新たに設けていかなきゃいけない部分とかあるのであれば、そういうところも教えていただきたいんですが、考えられるところでは、先ほどのアンケートでありましたように、精神的なケアをサポートできる、子育て支援のメニューであったりとか、それに付随する日常家事支援サービスであったりとか、介護保険の介護サービスであったりとかという部分のほかに具体的なものが議論されているのであれば教えていただきたいという部分と、あと、雇用支援なんですけど、雇用支援は、市として、行政として、どういうところをしていかなきゃならないのか。企業に対するお願いであったりとか、啓発にとどまるのか、具体的にやっておられる事例があるのかと、あれば教えていただきたい部分と、それから、住宅支援についても、先ほど市営住宅の件もご教示いただいたんですが、本市も入居の優先はしていると思うんですけど、優先にとどまっておって、具体的には、例えば保証人も同じように出さなければならないと要綱上はなっていたりとかするのを、そういうことを取っ払って、本当に大規模災害と同様に、すぐに入居ができるように確保していくというところなのか、もしくは、例えば公営住宅のみではなくて、ほかの民間賃貸に対する転居支援までを住宅支援とするのかというところを少し教えていただければと思います。

○ 仲参考人

先ほどのライフメニューというところ、四日市市さんのホームページにもあったように、通常の行政のサービスを犯罪被害者の方に適用していただくというようなことで、大分カバーをされるんだろうというふうに思っています。

例えば食事のサービスであったりとか、アウトリーチのサービスは保健師さんがやられていたりとかしますし、例えば家事サービス、それから子供の保育園の送迎であったりとか、要保護児童の見守りの制度があったりとかということもございますし、例えば高齢者の方への支援であれば、介護保険のサービスをいかに使うか。協定を結んでいただかない

といけなくなるんだらうと思いますけれども、今あるサービスを犯罪被害者の方に当てはめていただくだけで、かなり充実をするんだらうというふうに考えております。

住居につきましては、DV被害者へのサービスですけどホテル事業というものがございまして、一時保護がそこでできたりとかしますし、ほかの市の条例を見ると、市営住宅への優先入居がうたわれていることがございますので、市営住宅に優先入居、できれば保証人が不要とか、すぐに移れたりとかというようなことが望ましいとは思っています。例えばアパートで性暴力、強制性交等罪にあったというようなことであれば、すぐに保護して、その場所から離さなければならないということがあったりとかしますので、非常に緊急性が高い支援になります。そのときに保証人とか、この手続がというようなことになると保護がおくれますので、そういうことを考えますと、なるべく早目に対応していただくということが必要かなというふうに思います。

県のほうは、県営住宅というようなところへの、優先入居のことをお話ししていますが、例えば市内に加害者がいる場合、市から少しでも遠ざけなければならないというようなことも出てきますので、そういう意味では、県営住宅の優先入居というものを県では必要になってくるんだらうというふうに思います。それぞれ被害者によって、ニーズだったりとか、加害者の状況が違いますので、さまざまなパターンを準備していただくということが非常に大事かなというふうに思っております。

雇用支援につきましては、市ではちょっと難しいのかなというふうには思っています。ただ、企業さんに対する広報啓発ということはやっていたけるのではないかというふうに思っておりますので、例えば警察の事情聴取であったりとか、病院への通院であったり、検察庁とか裁判所への出廷のときに配慮していただくようお願いをしていただいたりとかということも必要かなというふうに思いますので、その辺の啓発というか、お願いというか、そういうものをご協力いただければなというふうには思っております。

○ 樋口龍馬委員長

中川委員、よろしいですか。

○ 中川雅晶委員

はい、ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員長

ちょっと私のほうから関連して、転居が必要になる場合があるということで、例えば県内、県外にかかわらず、市内に転居してきた人たちに、犯罪被害に遭われて、情報をつかまえたときに支援の継続をどのように自治体が行っていくかという視点の議論というのは、懇話会等であったのでしょうか。

○ 仲参考人

転居してきた方たちですね。

○ 樋口龍馬委員長

はい。

○ 仲参考人

それまでは懇話会では検討はしておりません。ただ、市をまたいだりとか、県をまたぐ支援について、どういうふうに連携をしていくのかというのは、非常に重要なテーマであるという話はしました。

先日、松阪市にご実家がある女性が加古川市で殺害されたというような事件がありました。そのときに、例えば死亡届であったり、埋葬許可証であったりとかというのを松阪市で行政手続をしますけれども、そのときは加古川警察署の被害者支援室の警察官がついてきてくださって支援をしていただいたというところがございます。そこが、三重県の被害者支援室が連携してということですけど、犯罪被害者総合支援センターは入っていないんですね、まだ。その当時というようなことがございますので。いかに市をまたぐ、県をまたぐ支援というのをスムーズに行っていくのかというのは、全国的な課題だろうというふうには思っています。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

この前、明石市に伺ったときにも同様の質問をさせていただいたんですけど、なかなか受け入れだったり送り出しというところに課題は残るという話でしたもので。

○ 仲参考人

そうですね。個人情報の問題があったりとかしますし、なので、被害者ノートというものを作成している途切れない支援を被害者と考える会（中野勉強会）というところがあって、被害者ノートというのを事件直後からつけていって、支援者にそれを渡すことによって、今までどんな支援を受けていて、それで、どういう支援が必要かということのをノートでつなげていきたいと思いますというふうな、そういう試みがあったりとかしますので、個人情報の問題もあって、どうつなげるかということは非常に難しいのかなというふうに思いますけれども、ただ、やはり途切れない支援ということを考えていく上では、何らかの工夫をしないと難しいのかなというふうには思っています。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○ 竹野兼主委員

勉強不足で申しわけないですけど、条例の中に被害者の二次被害を抑えなければならないという項目のところがあったと思うんですけど、この部分について、きっと被害者の二次被害というのはどんなものがあるのかというのが、イメージが自分の中にはできないんです。もし教えていただければ、こういうような例をいただければ、今後もし条例をつくっていくに当たっては、そういう視点をしっかりと必要に提案していけたらなと思うんですけど、申しわけないんですけど、もしそういうのが教えていただければと。

○ 仲参考人

二次被害で一番多いのは、マスコミからの被害が多いですね。あることないことを記事にされたりとか、加害者の情報は出さないのに、被害者の情報は死人に口なしじゃないですけど、亡くなった方には人権がないというようなことで、写真も出ますし、いろんな情報が出るというようなことがございますので、そういうこともありますし、ネット上でさまざまなうわさが飛び交うわけです。SNSとかで個人情報が出たりとか。ですので、大分県につきましては、インターネット、それからマスコミの二次被害というふうに明記をされています。

それから、警察でも以前は、被害者は証拠品だというような考え方から、全く尊重されないというようなこともございますし、証拠品がなくなるからといってご遺体に触らせてもらえなかったりとか、いろんな二次被害があるんですね。心ないというか、別に悪気は恐らくないんだろうとは思いますが、やはり配慮がないというような、そういう対応をされることもやはり警察官の中にはあったりとか、あと裁判所に行くと、中立性を本当に求められるので、例えば被害者のほうがこういうことを配慮してほしいと言ったとしても、全く配慮されないとか、例えば量刑についてもっと説明してほしいと言っても説明してもらえなかったりとか、以前は公判の日にも教えてもらえなかったりとか、いろんなことがあります。だから、被害者として人権を踏みにじられているにもかかわらず、これ以上、人権を無視されるのかというような、そういうことが起きるといこともございます。

例えば支援者、私は臨床心理士ですがけれども、例えばカウンセラーとか精神科医からとか、性暴力被害に遭った女性については、産婦人科医とかからも二次被害を受けることがあります。配慮が足りないとか、傷つけられたとか、そんなことを言われたら本当にというようなこともありますし、それから、ご近所さんですね。うわさ話をされたりとか、そんないつまで泣いておるのって、もう忘れなよと言われるのも二次被害になったりとかするわけですよね。だから、一次被害という実際の犯罪以外のところで傷つけられることというのは非常に実は多いわけです。行政窓口に行ったときにたらい回しにされたりとか、へえ、こんなことで、殺人やん、これ、とかというような言われたりとか、人によって全然違うんでしょうけれども、全く犯罪被害者の方の心情を考慮せずに、心ない、自分としてはよかれと思ったような言葉をかけることでも二次被害につながることもあるということもあります。だから、本来の一次被害、犯罪によって傷つけられたこと以外にもさまざまところで傷つきを受けるという、それが二次被害なのだということがあるんです。だから、犯罪被害者の方がどういう現状で、どういう心情でいらっしゃるのかということをお聞きして理解をいただければ防げるようなことも恐らくたくさんあるんだろうというふうに思うんですね。

なので、いかにしてその現状を皆さん方に理解していただくのかということが、県や市の広報啓発の責務なのかなというふうには思います。

○ 竹野兼主委員

ありがとうございます。

今、配慮という言葉というのは、すごく広過ぎて、条例の部分のところに、どんなような形で提案をするのがいいのかなというのは、今お話を聞いていて思ったところなんですけど、受けとめ方が違うという、個人の受けとめ方でも全く状況が違ってくるところの部分のところについて、二次被害というのは決して起こってはならないというふうなところはお伺いしましたが、そういうところをしっかりと考えていかなあかんのかなと。それをどうやって実践していくのかなというのを非常に大きな課題なんだと改めて感じました。ありがとうございました。

○ 樋口龍馬委員長

今、竹野委員が言われたやつなんかは、つがる市の事故で、ちょうど今やっていますよね。事故で遭った被害者のほうが飲酒だったんじゃないかというのでネットに書かれて、加害者のほうが飲酒運転だったということで、今警察なんかが訂正に走り回っているのがありますよね。4人亡くなった交通事故で。そんなような話もちょうどやられているので、運転していた人はパチンコ屋の店員さんで、ふだん絶対飲酒運転なんかしない方だったということで、親族の皆さんが非常に憤っているというニュースがしょっちゅう見られるような状況ですので、まさにそういうことも必要だなというふうに感じるころであります。

他にございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員

もう一つ、本市には、任期付きの弁護士の職員さんがおられるんですけども、専門職である弁護士さんなんかを最大限に市民のために活用していくという視点も入れていかなければ、本来、わざわざ専門職として任期付きで採用している意味合いがないんじゃないかなと思いますし、私は、そういうところも市の条例の中で重要な一つの要素かなと考えているんですが、そういう各自治体の任期付きの職員さんであったりとか、先ほど冒頭、専門職の話も出たんですけども、特に市が有している専門職の中でも弁護士さんというのは特異な専門職であるので、そういうところの活用とかというのを明記していくというのはどうでしょうかね。

○ 仲参考人

必ず裁判が行われますので、弁護士さんをご紹介いただくというのは非常に大事な事かなというふうに思います。

それで、被害者支援に強い弁護士さんと、そうじゃない弁護士さんがいたりとかしますので、その辺の選別であったりとか、性暴力被害に遭った女性には、女性の弁護士さんがついたらほうがいいということがあったりとかということがございますので、一概に市の任期付きの弁護士さんが最も望ましいかというところ、そうでないところもあるんですけども、ただ、やはり無料で相談を受けていただけるとか、事件直後にマスコミ報道がひどくて、弁護士の名前で報道を控えてくださいというような声明を出さないといけないというようなことが実際にはあったりとかはしますので、なので、そういう意味で弁護士さんがついてくださるとというのは非常に心強いということがあります。

また、三重の弁護士会さんとの連携というのも非常に大事で、犯罪被害者支援センターというのが三重弁護士会の中にはありますので、その弁護士さんをお願いをするとか、法テラスを利用したりとか、弁護士相談は、1回は無料であったりとかというような、そういうサービスもございます。そういうサービスを被害者の方に情報提供できるかどうかということも非常に大事で、犯罪被害者支援に携わる人たちというのは、さまざまな情報を持っていないと、知る権利に答えられないということがございますので、ですから、プロパーというか、ある程度、精通している者でないと、なかなかコーディネーター的な機能も果たせないというようなことも実際にはあります。そこを県が担当するのか、犯罪被害者支援センターが担当するのかというところがございますけれども、そこを市の担当者の方とも連携をしながら、任期付きの弁護士さんがいらっしゃるのであれば、その方にもご照会しつつ、どのような連携体制をとるのが最も被害者にとって望ましいのかということを考えながら判断をしていくということが非常に大事かなと思うんですけども、やはり支援者は多いほうがいいというのは、何に対しても、障害のある方もそうですし、お子さんにある方もそうですし、そういういわゆる社会的な弱者と言われる人たちに対する支援については、支援者は多いほうがいいというふうに思っていますし、その支援者が手を携えてセーフティーネットをちゃんと張って、もし被害者の方が上から落ちてきたとしても、みんなで網を張ってセーフティーネットでちゃんと支えていけるような仕組みというものをいかに市の中でつくっていただくかということが非常に大事なかなというふうに思いますので、弁護士さんであれ、もしくは任期付きの臨床心理士を雇っていただくとか、

社会福祉士さんを雇っていただくというような、そういうことで対応していただけるのであれば非常にありがたいなというふうに思います。

○ 中川雅晶委員

確かに本当におっしゃるとおり、直接交渉されるのが、ちゃんと委任される弁護士さんでも、その弁護士さんとのいろんな関係もあったりとかすると、それをサポートしたり相談するというところの活用であったりとか、先ほど二次被害に及ぶであろうということが予測されれば、そういう弁護士さんに通知を出していただくというところも非常に効果があったりとかすると、そういう活用策というのは、具体的にいろんなケースでしていかなきゃならないのかなと、整理をさせていただきます。ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますでしょうか。

よろしいですか。

○ 仲参考人

私から質問をさせていただいてもいいですか。

○ 樋口龍馬委員長

仲先生、どうぞ。

○ 仲参考人

四日市市さんの現状というのは、どうなんですか。

○ 樋口龍馬委員長

四日市市の現状といたしますと。

○ 仲参考人

委員の先生方でお話をされている内容というか、どういう進捗状況というか、もしそれをお聞かせいただけるのならありがたいなと思うんですけど。

○ 樋口龍馬委員長

四日市市議会においては、種々主に中川委員を中心に、一般質問などがなされて、議論の遡上に上げていくという段で、例えば議員政策研究会という政策を研究する会があるんですが、その中では取り扱ってはどうかとか、特別委員会を設置してはどうだ等の話ではできたものの、常任委員会の中で一度整理を試みようということで、本年は、一つ大きな項目として本件を取り上げまして、行政視察の中で明石市を訪ねさせていただいたところであります。

明石市を訪ねるに当たって、四日市市の現状を知らないわけにはいかないということで調査をさせていただきました。これは、市民文化部のほうに協力をいただきまして、四日市市の現状であったり、条例設置の要、不要についても質疑をしてきたところでもあります。

これらの調査を行う中で、三重県のほうから、突如、条例を制定していくというような話が持ち上がってまいりまして、私どもとしては、四日市市で独自の条例制定ということも視野に入れながら所管事務調査を行ってきたわけですが、正直申し上げて、県の動きに翻弄されてといたしますか、足がとまってしまっているような状況になっております。

この県の動きを受けて、市のほうから、県が設置をするというふうに言っているので、内容を確認した後の条例についての検討に入りたいというふうに話をされてしまいますと、私たちとしては、現在できることは調査にとどまるということになっているのが現状であります。

県の最新の情報を少しでも新しく手に入れるべく、今回、参考人招致という形で仲先生にお越しをいただいているというところです。

県の動向の見舞金制度の話であったり、給付の話であったりとかという、知事の思惑がどこにあるのかということも我々も正確に認識しているところではございません。なかなか県が給付を行っていくということは難しいのではないかと、初めこの市議会の中で議論をしてきたわけですが、知事の会見の中で、給付を行ってほしいという発言が起こったことによって、給付の幅をどこに定めるべきかということも、県が指針を示さないと我々としては動けないと。大変なジレンマに悩まされているところであると思いますが、補足がある委員の方がおみえになったら、補足を受けたいと思いますが、私のただいまの説明でおおむねよろしゅうございますか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

おおむねそのような形でございます。

仲先生、またほかになれば。

中川委員、補足をお願いします。

○ 中川雅晶委員

今言われたのは、時系列的にわかりやすく説明いただいたかなとは思いますが、三重県も県と市が一つも条例がないという、先ほどおっしゃった、全国でまれな県の中の一つであるということ認識しながら、犯罪被害者支援は、行政としても必要があるのかなということは、多分多くの行政の方も感じておられるんですが、どういう形であればいいか、条例をつくってするのがいいのかとか。私は条例を定めなければ、有効的に、機能的に、本当に手の届く形の支援というのは難しいと思うので、その選択しかないというふうに私は思っていますけれども、そのやりとりの中で、さっき言った県条例の話が出ていて、本当は市で、なかなか行政の中で部局がまたぐ中においては、議会がその権能を発揮して、議会発議の条例ですることがいいのではないかなというところの話もあったんですけど、なかなか立ちどまって、県の条例の行く末を見ながら判断していかなきゃいけないのかなというところの状況は、今、委員長から説明があったとおりは思うんですけど、ただ、県知事が条例をつくっていくと、もう具体的に入っている中においては、市も、例えば条例を県の条例にお任せして、市は条例をつくらなくてもいいというようなスタンスにはならないと僕は思います。やっぱり県条例ができれば、これの窓口というか、市民に一番近いところにいる自治体として、条例を策定しないという選択肢はないと思いますし、市長もそれを補完する形で条例の策定について検討したいというふうに明言されているので、どのような条例にしていくかというところがこれから一番大切なところで詰めていかなければいけない部分というところかなということですかね。

○ 樋口龍馬委員長

竹野委員のほうから個人的な発言をと言っておりますので、どうぞ。

○ 竹野兼主委員

この前、明石市へ行かせてもらって、犯罪被害者基金なんかをつくったらというような話も、アメリカではそういうものがあるのにと。今回の条例というのは、保険的な条例になるべきという話を聞いてきました。要するに、予算は用意してあっても、使われなかったら、この地域にとって安全な状況だったらよかったねというような意味合いのものを。お話を聞かせてもらって、改めてこの条例については、そういう気持ちでつくっていく必要があるんじゃないかなというふうに気持ちの中には落ちたところなので、行政側においては、四日市市民の安全・安心という意味合いのところの大きな保険的な条例をぜひともつくってもらいたいし、それについては協力をしていきたいなというような思いを持っているというところですよ。意見として。

○ 樋口龍馬委員長

というような感じでございます。

○ 仲参考人

そうですね。

これは、検討懇話会でお話ししてもいい内容なんですか。四日市市さんは困っていますという話は。

○ 樋口龍馬委員長

早く制定していただかないと、市として動きがとれない状況になっているということは、市長の記者会見の中でも、今読み上げますと、県で犯罪被害者支援の条例制定の動きが進んでおり、全国の市町でも制定の動きがあるが、四日市市としては、条例制定についてどのような考えを持っているのかという記者の質問に対して、数年前に本市のお子さんが被害に遭われ、その被害者家族が知事との面談を契機に県の動きが始まったと認識しており、私も最近、そのご家族と話をさせてもらう機会があった——これは仲先生がご同席いただいた機会でございます——本市としては、前向きに被害者支援に取り組んでいきたいという姿勢をお伝えさせてもらっている。ただし、この県条例に合わせた形で、市は何をしなければいけないかを見定めて、補完する形の条例になると思う。こういったスケジュールで考えており、今、庁内で議論を始めたところである、という市長の回答に対しまして、

制定に向けた議論を始めているということか、という追加の質問があったのに対しまして、三重県の条例を受けてという形になろうと思うが、議論は始まっている、という程度にとどまっております。

ですので、県が早く固めていただければ、それに応じて即応していただけるという話なのではないかなと期待を我々議会としてはしているというところであります。

○ 仲参考人

座談会みたいなのでいいんですか。

○ 樋口龍馬委員長

結構です。どうぞ。

○ 仲参考人

財政状況は非常に厳しいとは思いますが、三重県は後発県ですから、いかにして目玉を——どこもそうです、これからつくっていく都道府県の条例というのは、今までにない新しいものをつけ加えた形での条例制定になっていくのです。流れ的にはみんなそうなんです——今、三重県と、ほかの都道府県も実際には検討をしまして、三重県にはないような中身も盛り込まれているのは事実です。ですから、これからどんどん新しいものがつけ加えられて、条例が発展していくんだろーと思いますが、それが本当にいいのかという、新しいものをつけ加えればそれでいいのかというような、そういう議論も必要ですし、あと、既に大分前に制定をされているような都道府県や市というのは改正をしている、2次改正、3次改正というふうになっているような状況がありますので、それも踏まえながら、何がいいのかというような、何が失敗して、何がうまくいったかということも参考にしながら、後発県や後発市は条例を制定していく必要があるのかなというふうに思うんですけど、何か競争みたいな感じになっているので、もう少し被害者に寄り添う形の条例というんですかね、そういうのを真摯に検討していただくということがやはり必要なのかなというふうには思います。

○ 樋口龍馬委員長

財政状況云々ではなく、犯罪被害者に寄り添った形での制定を先生としては望んでいる

ということですね。

○ 仲参考人

そうですね。11月に第3回の懇話会が開かれる予定ですが、そこでは中間案という形で、条文が具体的に出てくるのではないかというふうに考えています。そこからパブリックコメントにまで持っていきますので、恐らく。それはスケジュールが出ている中身ですからお話をしていますけど。3月には制定の予定ですから、すごくスピードアップしながらやっていることは事実ですが、財政的に厳しいのも事実ですので、何が削られてくるかなというふうには、今、どうなるかなというのを見守っている状況ではあります。

○ 樋口龍馬委員長

県、市がかかわる条例ってたくさんあって、この前は、障害を理由とする差別の解消を推進する条例も県の条例が先に行くのか、市の条例が先に行くのかなんて話があって、非常に大変なかじ取りを中川委員は特別委員会の委員長としてされましたし、客引き、客待ちなんかに関する条例についても、県条例があつての、四日市市がその中から抜き出し条例をつくっている関係で、取り締まりが進まない現状があつたりしますので、県、市が連携がとれるような条例制定をしていくということについては、これは四日市市の執行部としても、議会としても同じような思いでありますので、県条例を見きわめながら、実効性のある条例にしていかなければいけないだろうというふうには考えているところでございます。

小林委員、何かございますか。

お願いができるものなのであれば、どうぞ。

○ 小林博次委員

古くても新しくてもいいんですけども、犯罪被害者に寄り添える、そういう基本的スタンスの条例を早く制定してほしい。幾つかの条例をつくり始めると、いつも県条例が障害になる。ですから、県条例は実施条例ではなくて、理念条例みたいな感じでおまとめただいて、市のほうは、実際に救済をしていく、そういう実施条例的な性格を帯びさせてもらうと、別に条例上、何のそごもないというように思うので、だから、とにかく早くやってほしいと。のんびりでスピード感がなさ過ぎるのではないのかなと、こういうふうに

思う。

それから、今あるシステム、国の法律だとか、それを生かしていけば、かなりの部分が救われると思うんですけど、それを横に置いておいて新たに考えていくと、若干抵抗感が出る。

例えば四日市市でも市民協働促進条例というのをつくって、例えば所得の少ない年間所得が130万円ぐらいの層とか、200万円ぐらいの層とか、国民年金しかない、そういう層がたくさんふえると、実際に所得が少なければ、無数の助け合いをするということが必要になってくる。ですから、そういうことを軸に市民協働促進条例をつくったわけですが、実際に活動資金をつくる、基金をつくってというふうに四日市市が申し上げて、基金のお金の入れ物がない。だから、浄財を集めて、それを公正な市民団体か、そういう人たちが公平に配ってもらおう。こういう仕組みをつくって、行政が直接触れないところも触っていく、こんなことが必要だと。

だから、そういうことが前へ進んでいたら、犯罪被害者の経済的な支援もできているはずなんですけど、それはそれ、これはこれでいくもんですから、なかなかうまくいかない。だから、今あるものを活用すると、もうちょっといろんなことが前へ進む可能性が高い。

例えば、ここも弁護士先生に当たっているわけですね。四日市市はクレーマーも多いし。わかりやすく言うと、文句を言うてくる人も多いし、法律的にいいのか悪いのか、担当職員が困りますから、法律的な見地でアドバイスがもらえる。それと同じように、市民相談で弁護士も入っている。ところが、文句を言うと怒られますけれども、市民の人を連れていっても、本当に相談になっておると、これ。どうしていいのかわからん、そこから先は、お金を出したら弁護するよみたいな話があるけど、その中間ぐらいの答えがなかなか出てこない。だから、本当に相談して答えを聞きたいのに、そのあたりがなかなか出てこないというのが実態としてあるのと違うかなと思う。普通なら、法学部を出た人もいっぱいここはおるので、退職職員でやってもらえば、弁護士さん以上のことがわかっておるはずやけど、なかなか答えが出ない。どこがどうなっておるのか、学校で勉強したことを忘れたのかどうかわかりませんが、ある能力をもっと生かしていこうとすると、市民相談なんかは、犯罪被害者の相談もそうですけれども、民間でさまざまなことをやってきたような人を行政側が雇う。さまざまな相談に乗れるような条件を整えていくというようなことをやっていただくと、かなりかゆいところに手が届いていくのではないのかなと。

ただ、犯罪被害者だけが困っているわけではなくて、そうでない人たちもかなりいるの

で、そういうものも含めて対応していただくことが、全体をうまく動かしていく、そういうことにつながっていくのではないのかなというふうに個人的に思っているので、お願いは、べらべらしゃべりましたが、とにかく早くやってと。犯罪被害者に寄り添う理念的な考え方をまとめていただけませんか、こんなことがお願いします。

○ 樋口龍馬委員長

お願いしますので、聞き置いていただいて、頭の片隅に置いていただければと思います。

○ 仲参考人

余りね、力がありませんので。

○ 樋口龍馬委員長

仲先生は、条例制定のための法制的な専門家ではなくて、心理カウンセラーとしてアドバイスに立っていただいている立場でございますので、どこまでお願いを聞いていただけるかというのは、また期待をいただければと思います。

○ 仲参考人

心理的にちょっと攻めてみます。

○ 樋口龍馬委員長

時間が参っております。どうしてもということがあれば集めたいと思いますが、ないようでしたら、この程度にとどめたいと思います。

よろしいですか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、仲先生をお招きしての所管事務調査を行ったところでございます。

仲先生におかれましては、本当にご多忙なところ、本日は、本市議会、産業生活常任委員会所管事務調査に参考人としてご出席をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

今後は、ご講義、ご質疑の内容を、また我々からの質疑応答についても踏まえまして、本市の犯罪被害者支援施策について充実させていけたらというふうに考えておるところでございます。本日は、まことにありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、11月1日に周産期医療における機能分化と助産料の見直しについてという所管事務調査がございますので、日程のほうをよろしくご確認ください。

それでは、仲先生、ご退席でございます。

本日はどうもありがとうございました。

11 : 52 閉議